

日本基準		米國基準	
貸借対照表			本表における 項目
流動資産			
現金	7,000	現金及び現金同等物	1-① 6,900
定期預金		定期性預金	100
売出金	9,000	売出金 一般	1-③ 8,850
棚卸資産	6,000	関係会社	150
		船舶資産	2-①② 3,000
		市場性のある有価証券	1-② 300
固定資産			
土地	5,000	投資有価証券	2-200
その他有価証券	2,500	後援装置	2-⑤ 3,840
		土地	2-④ 3,000
流動負債			
未払利息	(40)	未払利息	(40)
未払事業料等	(100)	未払法人所得税	1-④ (80)
		その他流動負債	(20)
繰延税金負債	(200)	リース債務	2-⑤ (3,993)
繰延ヘッジ利益	(50)	繰延税金負債	2-③ (220)
資本金	(15,000)	有給付割引当金	2-⑥ (3,550)
利益剰余金	(14,110)	資本金	(15,000)
(うち当期利益)	(6,300)	利益剰余金	2-⑥ (5,437)
		(うち当期利益)	(177)
損益計算書			
売上高	(28,000)	売上高	(28,000)
売上原価	16,000	売上原価	2-①② 19,000
売上増利益	(12,000)	売上増利益	(9,000)
販売費・一般管理費	1,200	販売費・一般管理費	2-⑤ 960
営業利益	(10,800)	有給付割引当金増減額	2-⑥ 1,000
営業外収益	0	営業利益	(7,040)
営業外費用		その他収益	
支払利息	100	スワップ評価益	2-③ (50)
		その他費用	
		支払利息	2-⑤ 493
		土地持産損	2-④ 2,000
		固定資産売却損	3-① 200
経常利益	(10,700)		
特別損失	200		
税金等調整前 当期純利益	(10,500)	税金等調整前 当期純利益	(4,397)
法人控除	4,400	法人所得税	4,400
法人税等調整額 当期純利益	(6,300)	法人税等調整額 当期純利益	2-③ (180)
			(177)

- (追加資料)
1. 納入期間が3カ月を超える定額預金が現金預金に、100含まれている。
 2. 営業債権期間内に売却される予定の有価証券がその他有価証券に、300含まれている。
 3. 貸借対照表の注記に、うち関係会社売掛金150の記載がある。
 4. 未払事業税等に未払事業所得税が、20含まれている。
 5. 日本基準で低価法を採用しており、時価を再調達原価(RC)の60としているが、正味実現可能価額(NRV)は50である。この棚卸資産の数値は100個である。
 6. 以下の赤字工事がある。
- | | |
|----------|--------|
| 受注価額 | 30,000 |
| 期末仕掛品原価 | 15,000 |
| 見積追加製造原価 | 10,000 |
| 販売直接費 | 7,000 |
| 最終見積原価 | 25,000 |
| 正味実現可能価額 | 23,000 |
7. ヘッジ手段としての金利スワップに係る繰延ヘッジ利益(負債)が、100ある。なお、実効税率は40%である。
 8. 保有する時価5,000の土地の、現在価値への割引後の公正価値は3,000と測定された。
 9. 短期より開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸借借処理を採用し、以下の事項を貸借対照表に注記している。

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	機材および装置
取得価額相当額	4,800
減価償却累計額相当額	960
期末残高相当額	3,840

b. 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	1,200
減価償却費相当額	960
支払利息相当額	393

10. 下表は全営業用の有給休暇の取得状況である。有給休暇は新規付与より2年即効効与・資金の平均日数は202とする。

		(単位:日数)		
		2000	2001	2002
2001	期末残高	90	—	—
	取得日数	—	150	—
	消化日数	△45	△15	—
	期末日数	△45	—	—
	期末残高	—	135	—
2002	新設付与	—	—	200

11. 固定資産売却損200は、異動科目とは認められなかった

⑤ 在 1、2 处做口部运动

日本標準		米国標準	
キャッシュ・フロー→計算書		本場における伊国語	
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等の調整前当期純利益	10,500	当期純利益	177
		減価償却費	2-⑤ 960
		有価証券の当金繰入	2-⑥ 1,000
		償却資産評価償損	2-①② 3,000
		土地評価損	2-④ 2,000
		スワップ評価損	2-③ △50
		控除税金負債減少額	△180
支払利息	100	支払利息の増加	3-② 40
→ 利益	10,600		
利息の支払額	△60		
法人税等の支払額	△4,400		
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,140	I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	6,947
		II. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
		リース債務の返済	△807
II. 現金及び現金同等物の増加純額	6,140	IV. 現金及び現金同等物の増加純額	6,140
III. 現金及び現金同等物の期首残高	760	IV. 現金及び現金同等物の期首残高	760
IV. 現金及び現金同等物の期末残高	6,900	IV. 現金及び現金同等物の期末残高	6,900
(注記)			
現金及び現金同等物の期末残高と貸前対照表に記載されている科目の金額との関係		当期中の現金及び現金同等物の支払額	
現金預金勘定	7,000	支払利息	3-② 453
預入期間が3カ月を超える定期預金	(100)	法人税等	3-② 4,400
現金及び現金同等物	6,900		

日本基準から米国基準への 組替え項目のポイント

公認会計士 鈴木 誠

1 組替仕訳

次の①④の項目は單に科目の定義が異なることから、区分の変更であり、損益に影響を与えるものではない。しかし、日本基準と米國基準の財務諸表を比較・分析する場合には必要修正である。なお、それぞれの仕訳については、七六頁の組替仕訳を参照いただきたい。

現金同物等からは除かれる。

なお、日本基準のキャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は米國基準と同じであり、現金預金との調整表はキャッシュ・フロー計算書に注記される（日本基準キャッシュ・フロー計算書注記参照）。

② その他有価証券の流動固定分類

① 現金預金の範囲(設例 追加資料)
日本基準の現金預金と米国基準の現金及び現金同等物(Cash and cash equivalent)の範囲は異なっている。例えば、預入期間が三ヶ月を超える定期預金は日本基準では現金

(追加資料2)

日本基準のその他の有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券)と米國基準の売却可能有価証券は同義であり、評価方

